

次世代育成支援対策推進法による行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次世代育成支援対策推進法に基づき次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内 容

・目標1 : 所定外労働の削減のための措置の実施

<対策>

○令和2年4月～令和4年3月

- ・所定外労働の現状と実態を把握
- ・業務の整理と見直しを行い、効率化を図る

・目標2 : 年次有給休暇の取得の促進のための措置の実施

<対策>

○令和2年、3年、4年の各4月

- ・年次有給休暇の取得の状況の把握
- ・事業所の管理者や責任者からの声かけ等による取得のきっかけづくり

社会福祉法人
魚沼市社会福祉協議会
会長 穴沢 邦男